



「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

職員にとって働きやすい環境をつくることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間とする。

2.目標

【目標 1】

女性職員の育児休業取得率を90%以上にする(年度単位)。

〈対策〉

- ・ 育児休業に係る制度・規程の周知を図る。また、職場復帰のための面談を実施する。

【目標 2】

男性職員へ育児休業や配偶者の出産休暇制度等を周知し、取得を促進する。

〈対策〉

- ・ 配偶者が妊娠・出産した男性職員へ育児休業制度について個別に説明を行い、育児休業等の取得の意向確認を行う。
- ・ 通知文書等を通じて休暇制度に関する啓発活動を行う。

【目標 3】

所定外労働時間を削減するため、ノー残業デー制度を継続実施する(毎月中の水曜日3日)。

〈対策〉

- ・ 半期毎にノー残業デーを設定し公示、周知を図る。
- ・ ノー残業デーの実施状況を定期的に確認し、ノー残業デーの実施率を向上させる。

【目標 4】

令和9年3月31日までに、年次有給休暇の取得率を54%以上にする。

〈対策〉

- ・ 計画休暇制度の周知等により、年次有給休暇の取得を促進する。
- ・ 取得状況の管理を徹底し、取得率を向上させる。

以上